

令和7年度「スポーツライミングのまち龍ヶ崎」
推進支援業務委託公募型プロポーザル方式実施要領

令和7年4月

龍ヶ崎市 健康スポーツ部スポーツ推進課

1. 業務概要

- (1) 件 名 令和7年度「スポーツライミングのまち龍ヶ崎」推進支援業務委託
- (2) 目 的 本事業は、メダリストやオリンピックが居住する人材に恵まれた環境や、若者世代を中心に人気が広がるスポーツライミングをまちづくりの資源と捉え、にぎわいの創出にとどまらず、多分野に施策展開を図り、シビックプライドの醸成や活力の創出につなげ、本市の課題である若者世代の転出超過の抑制や魅力づくりなどに結び付ける取り組みを推進するものである。

令和6年度には、事業を計画的に進めるため、スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想（以下「基本構想」という。）を策定し、目指すべきビジョンを示すとともに、注力するテーマとアクションを定めたところである。

本業務は、「スポーツライミングのまち龍ヶ崎」の実現に向け、基本構想に位置付ける施策を展開していくにあたり、民間の豊富な知識と専門的知見に裏打ちされた企画力・調整力・ネットワーク力等を活用することとし、官民連携による推進体制の円滑な運営、多岐にわたる事業の推進及び大規模大会の誘致・開催等に関する提案を求めるものである。

- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行場所 龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市健康スポーツ部スポーツ推進課
- (5) 履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
(ただし、検査期間10日間を含む。)

2. 提案上限額 36,223,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、公募開始の日から契約締結日までにおいて、次に掲げる要件を全て満たしている単体企業であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。
- (2) 令第167条の4第2項の規定により、市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による更生計画の認可がなされていること又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による再生計画の認可がなされていること。
- (5) 龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年龍ヶ崎市条例第23号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。
- (6) 龍ヶ崎市契約事務等に関する規程（平成6年龍ヶ崎市告示第7号）第37条若しくは第38条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団の排除対策措置要綱（平成20

年龍ヶ崎市告示第17号)第3条第2項の規定による指名停止の期間内でないこと。

- (7) 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から排除要請があった者であって、当該排除要請が継続しているものでないこと。
- (8) 国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び市税(法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税)の未納税額がないこと。ただし、市税については、事業所が龍ヶ崎市内にある場合に限るものとする。
- (9) 過去5年度以内(令和2年度～令和6年度)に国又は地方公共団体を発注者とし、スポーツを活用したまちづくり事業の推進に関する同種の業務について、元請として受注した実績があること。なお、同種の業務とは、まちづくりに関する総合的な調査・研究・企画立案や、地域資源等を活用したまちづくりの計画等策定や推進に関する支援を指し、当該業務の履行に十分な知識と経験を有していること。

4. 全体スケジュール

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 公募の開始(公表) | 令和7年4月17日 |
| (2) 質問の受付期限 | 令和7年4月24日 17時 |
| (3) 質問の回答 | 令和7年4月30日 |
| (4) 参加申込書の提出期限 | 令和7年5月13日 17時 |
| (5) 参加資格要件の審査結果通知 | 令和7年5月15日 予定 |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年5月29日 17時 |
| (7) プレゼンテーション・ヒアリング | 令和7年6月上旬予定 |
| (8) 審査結果の通知及び公表 | 令和7年6月中を予定 |
| (9) 契約の締結 | 令和7年7月上旬予定 |

5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書(様式第1号)
- (2) 提出期限 令和7年4月24日 17時
- (3) 提出方法 電子メールにより提出するものとし、提出後、提出先に電話連絡を行うこと。
- (4) 提出先 龍ヶ崎市健康スポーツ部スポーツ推進課
E-mail sports@city.ryugasaki.lg.jp
TEL 0297-64-1111(内線150)
- (5) 回答日 令和7年4月30日
- (6) 回答方法 市公式ホームページにおいて公表とする。
- (7) 留意事項
 - ① 提出方法以外の方法による質問については受付及び回答しない。
 - ② 同様の質問が多数あった場合には一括して回答する。
 - ③ 質問者の商号は公表しない。

- ④ 本プロポーザルの公正な実施に支障が生じる恐れがあると本市が認めた質問については回答しないことがある。
- ⑤ 質問の回答は実施要領と同等の効力を持つものとする。

6. 参加申込書の受付

(1) 提出書類・必要部数

- ① 公募型プロポーザル方式参加申込書（様式第2号） 正本1部、副本2部
- ② 添付書類 正本1部、副本2部
 - ア 会社概要書（様式第3号）
 - イ 受注実績書（様式第4号）
 - ウ 業務実施体制調書（様式第5号）
 - エ 業務統括責任者調書（様式第6号）
 - オ 再委託調書（様式第7号）※協力会社等に再委託する場合、添付すること。
- ③ 会社・法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1部（正本に添付）
- ④ 国税の納税証明書（その3の3） 1部（正本に添付）
- ⑤ 市税の納税証明書（未納税額のない証明）（様式第8号） 1部（正本に添付）
※龍ヶ崎市役所本庁舎1階税務課にて証明書を取得すること。

(2) 提出期限 令和7年5月13日 17時（必着）

(3) 提出方法 提出先への持参又は郵送

(4) 提出先 〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地 龍ヶ崎市健康スポーツ部スポーツ推進課

(5) 留意事項

- ① (1)④及び⑤については、提出日から3ヶ月以内の発行日のものとする（写し可）。なお、⑤については、事業所が龍ヶ崎市内にある場合に提出すること。
- ② 添付書類等にはインデックスを付し、A4サイズファイルに綴じ込むこと。

7. 参加資格要件の審査及び結果の通知

参加申込書を提出した者（以下「参加申込者」という。）の参加資格要件を審査し、審査結果を参加申込者に通知する。なお、審査結果の通知は、令和7年5月15日を予定している。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類・必要部数

- ① 公募型プロポーザル方式企画提案書等提出届（様式第9号）
正本1部、副本11部
- ② 添付書類 正本1部、副本11部
 - ア 企画提案書（任意様式）
 - イ 見積書（様式第10号）
 - ウ 内訳書（様式第10号の1）

- (2) 提出期限 令和7年5月29日 17時(必着)
- (3) 提出方法 提出先への持参又は郵送
- (4) 提出先 〒301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地
龍ケ崎市健康スポーツ部スポーツ推進課

(5) 企画提案書等の記載方法

① 企画提案書

- ア 企画提案書はA4サイズとし、両面25ページ以内(表紙・目次を除く。)とすること。
- イ 「スポーツクライミングのまち龍ケ崎」の実現に向け、提案者が想う重要である考え方を記載すること。
- ウ 事業の全体像、業務遂行の流れ・スケジュールを記載すること。
- エ 本業務の実行体制(人員の配置、経験年数、役割分担等)を記載すること。
- オ (仮称)官民連携調整会議の実施方針・内容を記載すること。
- カ 基本構想に位置付ける次の個別事業について提案すること。
- ・教育・学習 体験会の実施方針、学校連携施策に関する支援
 - ・プロモーション 本事業のプロモーション方針策定・プロモーション実施に関する支援
 - ・にぎわい創出 日本山岳・スポーツクライミング協会主催のボルダージャパンカップ又はそれと同等規模の大会の誘致・開催
※ それらの大会の開催に至らない場合は、市民が競技者等として参画可能で、市外から参加者・来訪者が見込まれるボルダー競技を伴うイベント等(以下「代替イベント等」という。)を開催(企画提案書に含む。)
 - ・環境整備 本事業を進める上で、求められる環境整備に関する検討及び資金調達手法に関する支援
 - ・その他 優先的に取り組むべき個別事業を提案すること。

② 見積書

- ア 見積書は、総額を記載する見積書(様式第10号)とその内訳書(様式第10号の1)で構成すること。なお、消費税及び地方消費税相当額を控除した額を記載すること。
- イ 内訳書(様式第10号の1)については、見積書(様式第10号)の積算根拠となる内訳を仕様書における業務委託内容の項目ごとに記載すること。
なお、大会開催に対する共催費は9,100千円(税抜)として積算すること。
- ウ 内訳書(様式第10号の1)には、代替イベント等を開催した場合の代替見積金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を併せて記載することとし、当該代替見積金額は見積書(様式第10号)の見積金額には含めないこと。

(6) 留意事項

- ① 企画提案書のフォントサイズは、注釈等を除き、原則として10.5ポイント以上で作成すること。

- ② 添付書類にはインデックスを付し、A4サイズファイルに綴じ込むこと。
- ③ 企画提案事項の目的と効果が明確となるよう記載すること。
- ④ 企画提案書等の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。
- ⑤ 企画提案書等の提出を辞退する場合には、辞退届（様式第11号）を提出すること。
- ⑥ 提出期限までに企画提案書等が提出されない場合には、企画提案を辞退したものとみなす。

9. 企画提案の審査

(1) プロポーザル選定委員会

本プロポーザル方式における適正な審査を実施するため、「令和7年度「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」推進支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会」を設置し、企画提案書等を提出した者（以下「提案者」という。）のプレゼンテーション・ヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）及び企画提案内容について審査及び評価を行う。

(2) プレゼンテーション等の実施

① 実施日時等

ア 実施日 令和7年6月上旬予定

イ 実施場所 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地 龍ヶ崎市役所

※詳細は、提案者に別途通知する。

② 留意事項

ア 提案者は、企画提案内容について具体的に説明するものとし、正誤訂正を除き、企画提案書等に記載された事項以外の説明は認めない。また、追加資料の配付も禁止する。

イ 制限時間は50分以内とし、内訳は、事前準備（5分以内）、プレゼンテーション（25分以内）、ヒアリング（質疑応答）（15分以内）、片付け（5分以内）とする。

ウ 出席者は4名以内とし、原則として、業務統括責任者が説明者となること。

エ プレゼンテーション等に必要な備品（パソコン及び周辺機器）は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター1台（HDMI又はD-SUB接続）、スクリーン1台、電源については、本市において用意する。

オ プレゼンテーション等の順番については、企画提案書等の受付順とする。

カ プレゼンテーション等は、非公開とする。

キ 詳細については、原則として本市の指示によるものとする。

(3) 審査の実施

プレゼンテーション等及び企画提案の内容について、「評価基準」に基づき、審査（個別評価）を行う。

(4) 優先交渉権者の選定方法

- ア 「評価基準」に基づく統一評価と個別評価を合算し、総得点第1位の者を優先交渉権者として選定する。また、総得点第2位の者を次点の優先交渉権者として選定する。
- イ 総得点第1位の者が2者以上いる場合には、選定委員会において、優先交渉権者となる1者を選定する。
- ウ 業務の質を担保するため、評価における最低基準点（72点/120満点）を設けるものとし、最低基準点未満の評価であった者は、総得点が第1位であっても、優先交渉権者として選定しない。
- エ 提案者が1者のみの場合でも審査等を実施し、最低基準点以上の評価となった場合には、優先交渉権者として選定する。

（5）評価基準

ア 審査基準及び配点

評価項目	評価区分	内容		評価の視点	配点
基 本 的 事 項	統一	実績	①	過去５年度以内に国又は地方公共団体を発注者とした、スポーツを活用したまちづくり事業の推進に関する業務や同種の業務の受注実績を有しているか。	５
		業務体制	②	業務体制に関し、責任者や担当者の役割が明確に示され、適切な人員配置が行われているか。	５
			③	業務総括責任者について、過去５年度以内に国又は地方公共団体を発注者とした、スポーツを活用したまちづくり事業の推進に関する業務や同種の業務の受注実績を有しているか。	５
小 計					１５
実施内容	個別	業務工程	④	本業務の全体と業務ごとのスケジュールが提案され、業務工程が実施可能であるか。	５
		事業理解	⑤	提案募集の趣旨を十分理解し、全体を通して独自の工夫・ノウハウを取り入れた提案がされているか。	５
		運営方法	⑥	（仮称）官民連携調整会議の設置・運営に関する運営方針・実施内容が提案されているか。	５
		個別事業	⑦	学校連携に関する方向性の見通しがあり、教育機関等との協議の内容・手法が提案されているか。	１０
			⑧	スポーツクライミングの体験会の実施に向け、効果的な提案がされているか。	１０

			⑨	スポーツクライミングのまち龍ヶ崎の認知度向上や参加意欲を高めるとともに、効果的な情報発信のコンテンツが提案されているか。	10
			⑩	スポーツクライミングのまち龍ヶ崎を展開する上で、想定される環境整備が提案されているか。	10
			⑪	スポーツクライミングのまち龍ヶ崎の実現に向け、優先的に取り組むべき個別事業が提案されているか。	10
		事業展開	⑫	全体を通して、次年度以降の事業展開を見据えた戦略的な提案がされている。	5
大会開催	個別	イベント運営	⑬	日本山岳・スポーツクライミング協会主催のボルダージュパンカップ又はそれと同等規模の大会の誘致・開催の方針が示され、魅力ある大会が提案されているか。	10
			⑭	代替イベント等の開催の方針が示され、魅力あるイベント等が提案されているか。	10
小 計					90
見積金額	統一		⑮	(提案最低見積額/提案見積額) × 15点	15
合 計 120点					

※端数が生じた場合は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを有効とする。

イ 審査項目ごとの採点基準

配点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
5点	5点	4点	3点	2点	1点
10点	10点	8点	6点	4点	2点
15点	15点	12点	9点	6点	3点

10. 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

提案者に対し、審査結果を通知する。なお、審査結果の通知は、令和7年6月中を予定している。

(2) 優先交渉権者の公表等

審査結果の通知後、市公式ホームページにおいて、以下の事項を公表する。

ア 件名

イ 優先交渉権者及び次点の優先交渉権者の商号

11. 協議・契約

市は、優先交渉権者の企画提案を踏まえ、優先交渉権者と仕様等について協議を行ったのち、見積書を徴し、予定価格の制限の範囲内の価格であった場合、随意契約により契約を締結する。なお、優先交渉権者と協議及び契約が調わない場合には、次点の優先交渉権者と協議及び契約を締結することができる。

1 2. 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った参加申込又は企画提案は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載を行った者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) 提案上限額を超える見積額を提示した者
- (4) プレゼンテーション等を欠席した者又はプレゼンテーション等の開始時間から5分以上遅れて参集した者
- (5) 契約締結日までに、参加資格要件を欠いた者

1 3. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る書類作成等の一切の経費は、参加申込者又は提案者の負担とする。
- (2) 本市へ提出された書類は返却しない。
- (3) 原則として、書類提出後の差し替え、修正等は認めない。
- (4) 市は、提出された書類について、プロポーザル方式の実施のために使用又は複製をすることができる。
- (5) 提出された書類に含まれる著作物の著作権は、参加申込者又は提案者に帰属する。
- (6) 書類の提出にあたり、必要な著作権等の手続は、参加申込者又は提案者が行う。
- (7) 参加申込者又は提案者は、複数の参加申込又は企画提案を行うことはできない。
- (8) 市は、提出された書類について、龍ヶ崎市情報公開条例（平成9年龍ヶ崎市条例第33号）の規定に基づき、同条例第9条に規定する公開しないことができる情報を除き、公開するものとする。
- (9) 本プロポーザルに使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (10) 参加申込者又は提案者は、審査結果に対し、異議申立てを行うことはできない。

1 4. 担当部署（令和7年度「スポーツライミングのまち龍ヶ崎」推進支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会事務局）

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

龍ヶ崎市健康スポーツ部スポーツ推進課 担当：岡野

T E L 0297-64-1111（内線150）

F A X 0297-60-1582

E-mail sports@city.ryugasaki.lg.jp